

第3回添削問題 解答解説（関税定率法等）

〔語群選択式〕 - 各問題 5 点（1 点×5） -

第 1 問 イ - ⑧ ロ - ⑨ ハ - ⑭ ニ - ⑦ ホ - ⑮

（関税定率法施行令 1 条の 5、基本通達 4-2 の 2(2)、基本通達 4-2(4)）

1 課税価格に算入すべき運賃等は、輸入貨物の運送が特殊な事情の下において行われたことにより当該輸入貨物の実際に要した当該輸入港までの運賃等の額を（ イ ⑧ 著しく超えるもの ）である場合には、当該（ ロ ⑨ 通常必要とされる ）当該輸入港までの運賃等とする。

2 買手による輸入貨物に係る仕入書価格の支払後に、当該輸入貨物の輸入取引に付されている価格調整条項の適用により当該輸入貨物に係る価格について調整が行われ、その調整により別払金が支払われる場合の現実支払価格は、当該別払金を（ ハ ⑭ 加えた価格 ）である。

3 買手が自己のために行う輸入貨物についての広告宣伝費用で（ ニ ⑦ 買手 ）が負担するものは、広告宣伝が売手の利益になると認められるものであっても（ ホ ⑮ 現実支払価格には含まれない ）。

第 2 問 イ - ④ ロ - ⑪ ハ - ① ニ - ⑭ ホ - ⑩

（関税定率法 4 条の 3 第 2 項、関税定率法基本通達 4 の 3-2(3)）

1 製造原価に基づく課税価格の決定方法は、関税定率法第 4 条、第 4 条の 2 及び第 4 条 3 第 1 項に規定する、課税価格の決定の原則による決定方法、同種又は類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定方法及び（ イ - ④ 国内販売価格 ）に基づく課税価格の決定方法のいずれによっても輸入貨物の課税価格を計算することができない場合に使用することができる。ただし、当該輸入貨物の製造原価を確認できる場合において、輸入者が希望する旨を税関長に申し出るときは、（ イ ④ 国内販売価格 ）に基づく課税価格の決定方法に先立って、製造原価に基づく課税価格の決定方法を使用することができる。

2 製造原価に基づく課税価格の決定方法により計算する場合における輸入貨物の課税価格は、当該輸入貨物の製造原価に当該輸入貨物の生産国で生産された当該輸入貨物と（ ロ ⑪ 同類 ）の貨物の本邦への輸出のための販売に係る通常の利潤及び（ ハ ① 一般経費 ）並びに当該輸入貨物の（ ニ ⑭ 輸入港 ）までの運賃等の額を加えた価格とされている。

3 (ロ ⑩同類) の貨物は、輸入貨物と同一の (ホ ⑩国) から輸入される貨物に限るものとされている。

第 3 問 イ - ① ロ - ④ ハ - ⑬ ニ - ⑧ ホ - ⑫

(関税定率法 11 条、関税定率法施行令 5 条 2 項)

- 1 関税定率法第 11 条に規定する減税の対象となる貨物は、加工又は修繕のため本邦から輸出され、その輸出の許可の日から (イ ①1年) (イ ①1年) を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、(イ ①1年) を超え税関長が指定する期間) 以内に輸入される貨物 (ロ ④加工のため) のものについては、(ハ ⑬本邦においてその加工をすることが困難である) と認められるものに限る。) である。
- 2 関税定率法第 11 条の規定により関税の軽減を受けようとする貨物を輸出しようとする者は、税関長が当該貨物の (ニ ⑧再輸入の確認) のため必要と認めて指示したときは、その輸出の際に、(ホ ⑫当該貨物につき記号の表示) その他の (ニ ⑧再輸入の確認) のための措置をとらなければならない。

第 4 問 イ - ⑧ ロ - ⑫ ハ - ⑦ ニ - ⑮ ホ - ⑪ (関税定率法 20 条 1 項)

関税を納付して輸入された貨物のうち、次の i ~ iii のいずれかに該当するもので、その輸入の時の性質及び形状に (イ ⑧変更を加えない) ものを本邦から輸出するとき (i、ii は返送のため輸出するときに限る。) は、当該貨物とその輸入の許可の日から原則 (ロ ⑫6月) 以内に (ハ ⑦保税地域等) に入れられたものである場合限り、政令で定めるところにより、その関税を払い戻すことができる。

- i 品質又は数量等が (ニ ⑮契約の内容と相違する) ため返送することがやむを得ないと認められる貨物
- ii 個人的な使用に供する物品で政令で定める販売の方法により販売されたものであって品質等が当該物品の (ホ ⑪輸入者が予期しなかった) ものであるため返送することがやむを得ないと認められる貨物
- iii 輸入後において法令によりその販売若しくは使用又はそれをういた製品の販売若しくは使用が禁止されるに至ったため輸出することがやむを得ないと認められる貨物

第 5 問 イ - ① ロ - ⑤ ハ - ⑨ ニ - ⑫ ホ - ⑮

(関税定率法施行令 13 条の 2、関税定率法 14 条 6 号)

1 関税定率法 14 条 3 号の 3 (博覧会等用のカタログなどの無条件免税) に規定する免税の対象となる貨物は、(イ ①国際博覧会に関する条約) の適用を受けて開催される国際博覧会及び国際機関、本邦若しくは、外国の政府若しくは(ロ ⑤地方公共団体) 又は一般社団法人若しくは一般社団法人が開催する博覧会、(ハ ⑨見本市) その他これらに類するものへの参加国が発行したこれらの博覧会等のための公式のカタログ、パンフレット、ポスターその他これらの類するものが含まれる。

2 関税定率法 14 条 6 号 (注文の取り集めの見本) に規定する見本とは(ニ ⑫見本用) にのみ適すると認められるもの又は、(ホ ⑮価格の著しく低いもの) として政令で定められるものに限られる。

[択一式・複数選択式] - 各問題 5 点 -

(※複数選択式では、選択した複数の解答のすべてが正解した場合のみ得点)

第1問 1、2、5

- 1 売手帰属収益でその額が明らかである場合には、課税価格の決定の原則により課税価格を決定できる。特別な事情に該当するのは、その額が明らかでない場合である(関税定率法4条2項3号)。
- 2 買手による輸入貨物の販売が認められる地域についての制限が付されていることは、特別な事情に該当しないので、課税価格の決定の原則が適用される。
- 3 買手による輸入貨物の処分又は使用につき制限があり、当該取引価格に実質的な影響を与えている場合は特別な事情に該当し、課税価格の決定の原則を適用できない。
- 4 特別な事情に該当し、課税価格の決定の原則を適用できない(関税定率法4条2項2号)。
- 5 売手と買手との間に特殊関係はあるが、輸入貨物の取引価格に影響を与えていない場合として取り扱われるので、課税価格の決定の原則が適用される。

第2問 1、2

- 1 延払条件付取引である場合の延払金利は課税価格に算入されない。

- 2 売手と買手との合意に基づき検査機関等の第三者が行った検査に要した費用の全部又は一部を買手が負担する場合、買手の負担分は、課税価格に算入されない。
(定率法基本通達4-2の3-(2))
- 3 輸入港到着までの運送に要する運賃とは、運送人に最終的に支払われる費用のことを意味する。そして、その中には、為替相場の変動により、運送人に支払われる補てん金も含まれる(定率法基本通達4-8(3)イ(ロ))。課税価格に算入される。
- 4 日本でデザインされたものに対するデザイン料は含まれないが、外国でデザインされたものに対するデザイン料は含まれる。
- 5 相殺値引によって取引された場合には、相殺前の価格に調整し課税価格を計算する。相殺された部分の代金は、課税価格に算入される。

第3問 0

- 1 誤り。そのような規定はない。「同種の貨物に係る取引価格」と「類似の貨物に係る取引価格」の2つがある場合、「同種の貨物に係る取引価格」が絶対的に優先して適用される。
- 2 誤り。輸入貨物の生産者が生産した同種の貨物に係る取引価格と他の生産者が生産した同種の貨物に係る取引価格の双方があるときは、輸入貨物の生産者が生産した同種の貨物にかかる取引価格が優先する(関税定率法施行令1条の10第1項)。
- 3 誤り。輸入貨物の生産者が生産した類似の貨物に係る取引価格が二つあるときは、取引価格の低い方が優先する(関税定率法施行令1条の10第2項)。
- 4 誤り。同種又は類似の貨物は生産者が生産した貨物か否かにかかわらず、輸入物の生産国で生産されたものに限る(関税定率法4条の2第1項)。
- 5 誤り。輸入貨物の取引段階及び取引数量と同一の取引段階及び取引数量がない場合には、取引段階又は取引数量の差異等による価格差につき必要な調整を行った同種又は類似の貨物に係る取引価格を用いる(関税定率法4条の2第2項)。

第4問 1、2、3、5

- 1 正しい。輸入貨物を国内において加工した場合、それにより付加された価額は、控除して課税価格を計算する(関税定率法4条の3第1項2号)。
- 2 正しい。輸入貨物の課税価格を当該輸入貨物の国内販売価格に基づいて決定することができる場合であっても、当該輸入貨物の製造原価を確認することができ、かつ、輸入者が当該輸入貨物の製造原価に基づいて課税価格を決定することを希望

する旨を税関長に申し出たときは、当該輸入貨物の課税価格は、当該輸入貨物の国内販売価格に基づいて決定する方法に先立って、当該輸入貨物の製造原価に基づいて決定する（関税定率法4条の3第3項）。

- 3 正しい。輸入貨物の製造原価に基づいて決定する。同種又は類似の貨物の製造原価は認められない（関税定率法4条の3第2項）。
- 4 誤り。輸入貨物の製造原価により課税価格を決定する場合には、当該輸入貨物の課税価格は、当該輸入貨物の製造原価に、当該輸入貨物の生産国で生産された同類の貨物の本邦への輸出の販売に係る通常の利潤及び一般経費並びに当該輸入貨物の輸入港までの運賃等の額を、加えた価格である（関税定率法4条の3第2項）。
- 5 正しい。輸入貨物の生産に関連して、輸入者が無償で又は値引きをして提供された物品及び役務の費用は、課税価格に含まれる（関税定率法4条の3第2項、同法基本通達4の3-2（2））。

第5問 1、3

- 1 輸入後において、輸入の時の性質及び形状に変更が加えられた貨物については、いずれも関税の払戻しを受けることはできない。いずれにもあてはまる。
- 2 輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税の規定の適用を受ける場合には、その輸入の許可の日から、原則として、1年以内に再輸出されるものでなければ、関税の払戻しを受けることはできないが、違約品等については、そのような趣旨の規定はない。
- 3 再輸出をした場合に払い戻される関税の額は、輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税の額及び違約品等の再輸出の場合の戻し税の額の規定により、当該輸出した貨物について納付した関税の全額（前者の場合には、延滞税、過少申告加算税及び重加算税の額を除き、後者の場合には、附帯税の額を除く。）である。いずれにもあてはまる。
- 4 輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税の規定では、貨物の輸入申告の際に、当該貨物の性質及び形状等を記載した書面を税関長に提出して、その確認を受けなければならないが、違約品等については、そのような趣旨の規定はない。
- 5 違約品等については、貨物の輸出に代えて当該貨物を廃棄する場合であっても、関税の払戻しを受けることができるが、輸入時と同一状態で再輸出される貨物については、貨物の輸出に代えて廃棄する場合に、関税の払戻しを受けることはできない。

第6問 3、4

- 1 誤り。本邦に派遣された外交官が、関税定率法16条1項（外交官用貨物等の免税）の規定により関税の免除を受けて輸入した旅行用バッグを、その輸入の許可の日から2年以内に売却しても、当該貨物は用途外使用の場合に関税が徴収される外交官用貨物として同法施行令28条で定める貨物（自動車、酒類、たばこ）には該当しないので、当該免除を受けた関税は徴収されない。
- 2 誤り。そのような規定はない。
- 3 正しい（関税定率法10条1項）。
- 4 正しい。関税定率法20条の2第1項の軽減税率の適用を受ける場合の輸入申告は、貨物を使用する者の名をもってしなければならない（同法施行令58条3項）。
- 5 誤り。2年以内に当該製品が輸出される場合に限り当該原料品の関税の軽減又は免除を受けることができる。ただし関税の払戻しを受ける場合は、当該製品の輸出の時期に係る要件について特段の規定がないことに注意すること（関税定率法19条1項）。

第7問 1、2、4

- 1 正しい。国際郵便、又は入国者による携帯品、別送品も特惠関税を適用することができる。
- 2 正しい。歳入承認申請の際に、特惠原産地証明書を税関長に提出しなければならない（関税暫定措置法施行令28条）。
- 3 誤り。「保存のための冷凍」により項が異なることとなっても、実質的加工基準は認められない。したがって、B国が原産地になるのではなく、A国が原産地となる（関税暫定措置法施行規則9条ただし書き）。
- 4 正しい。次の物品について特惠関税の適用を受けようとする場合でも特惠関税原産地証明書の提出は要しない。
 - (1)税関長が物品の種類若しくは形状によりその原産地が明らかであると認めた物品
 - (2)課税価格の総額が20万円以下の物品
 - (3)特例申告貨物である物品（原産地証明書の提出が必要であると税関長が認めるものを除く）
- 5 誤り。報復関税が課された場合でも特惠関税の適用が停止されることはない（関税暫定措置法8条の5第1項）。

第8問 5

- 1 誤り。一時的に出国する者が携帯して輸出するワシントン条約附属書Ⅰ又はⅡに該当する貨物については、経済産業大臣の輸出の承認を要しないが、一時的に入国して出国する者がワシントン条約附属書Ⅰ又はⅡに該当する貨物を輸出する場合には、経済産業大臣の輸出の承認を要する（輸出貿易管理令4条2項4号）。
- 2 誤り。輸出貿易管理令別表1の16の項の中欄に掲げる貨物に該当する貨物をアメリカ合衆国を仕向地として輸出しようとする場合は、経済産業大臣の許可を要しない。したがって、誤り。（大量破壊兵器等に関する条約や安全保障輸出管理に係わる多国間輸出管理協定に参加し輸出管理制度が整備されているアメリカ合衆国などは、規制の対象から除外されている。）
- 3 誤り。仮陸揚貨物を輸出する場合であっても、輸出貿易管理令別表第1の1の項（武器等）に掲げる貨物は、特例から除外されているので、経済産業大臣の輸出の許可を要する（輸出貿易管理令1条1項及び4条1項本文ただし書き）。
- 4 誤り。経済産業大臣の輸出許可の権限は、税関長に委任されておらず誤り（輸出貿易管理令12条2号イ）。
- 5 正しい。物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）に規定する通関手帳により輸入された貨物であって、当該通関手帳により輸出されるものは、原則として経済産業大臣の輸出承認は、必要ない。しかし、ダイヤモンドの原石やワシントン条約に該当する物品などは、輸出承認が必要である（輸出貿易管理令4条2項ただし書き、同項2号、同令別表第5第14号、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入すべきものなどについての告示）。

第9問 0

- 1 誤り。輸入の承認を受けなければならない貨物は、輸入割当てを受けることを要する貨物（輸入公表1号品目）、特定の国又は地域を原産地と又は船積地域とする特定貨物（輸入公表2号品目）及び全地域を原産地又は船積地域とする特定貨物（輸入公表2の2号品目）である（輸入貿易管理令4条）。
- 2 誤り。輸入割当てを受けた貨物の輸入について委託を受けた者は、当該委託について経済産業大臣の確認を受けた場合には、改めて輸入割当てを受けることを要しないが、当該委託を受けた者は、当該貨物について輸入の承認を受けなければならない（輸入貿易管理令4条1項1号、9条）。
- 3 誤り。輸入割当てを受けるべき貨物で総価額が20万円以下ではなく18万円以下かつ無償のものは、輸入割当てを受ける必要はない（輸入貿易管理令9条1項、14条1号、経済産業大臣の告示）。
- 4 誤り。ワシントン条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動植物を輸入する場合には、そ

の輸入申告の際に輸出国の管理当局が発給した原産地証明書ではなく、輸出許可書又は再輸出証明書の原本を税関に提出することにより、輸入承認を受けることを要しない（輸出貿易管理令4条1項3号及び2項、輸入公表三の8（2））。

5

誤り。輸入割当証明書の交付を受けた者が、当該証明書に係る貨物の一部又は全部について、その輸入割当を希望しなくなったときは、遅滞なく当該証明書に希望しない割当数量を記入して経済産業大臣に返還しなければならないが、輸入承認証に関してはそのような規定はない（輸入貿易管理規則2条3項、5項）。

第10問 3

- 1 正しい。NACCS法は、我が国の港湾及び空港における貨物の流通及び人の往来の円滑化を図り、もって我が国の産業の国際競争力の強化に寄与することを目的とする（NACCS法1条）。
- 2 正しい。電子情報処理組織とは、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と税関その他の関係行政機関の使用に係る電子計算機及び当該関係行政機関以外の輸出入等関連業務を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう（NACCS法2条1号）。
- 3 誤り。本問の依頼があった場合において、当該依頼により納付書が送付された場合には、当該納付書の送付の時に当該納付書に係る関税等が納付されたものとみなされる（NACCS法4条2項）。
- 4 正しい。電子情報処理組織を使用してNACCS法施行令別表各号に掲げる手続を行う者は、当該各号に掲げる手続につき規定した法令の規定において書面に記載すべきこととされている事項を入出力装置から入力しなければならない。ただし、税関長は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録により明らかにすることができる事項その他の財務省令で定める入力の必要がないと認められる事項については、その入力を省略させることができる（NACCS法施行令3条1項）。
- 5 正しい。NACCS法施行令別表第1号（特例申告に係るものに限る。）に規定する申告を電子情報処理組織を使用して行う者は、NACCS法施行令3条1項に規定する事項の入力の後税関長が定める期限までに、関税等に関する法令の規定により当該申告に際して税関に提出すべきものとされている書類を税関に提出しなければならない（NACCS法施行令3条2項）。

第11問 5

1. 誤り。暫 8 により関税の軽減を受けようとする者は、輸出加工用原材料の使用について 税関長の承認ではなく、確認を受ける必要がある（暫定措置法 8 条 1 項、同法施行令 2 2 条）。
2. 誤り。加工のため輸出された貨物を原材料とした製品についての輸入申告は、その製品を使用する者に限定するという規定はない。なお、製品輸入の際の輸入申告者の限定については、原材料の輸出の際に「加工又は組立てのため輸出するものであることを証する書類」を提出していない場合のみ、原材料を輸出した者の名をもって行わなければならないという規定があるのみである（暫定措置法施行令 2 3 条 2 項）。
3. 誤り。暫 8 の規定の適用を受け、関税の軽減を受けようとする場合は、暫定措置法施行令 2 2 条（加工又は組立用貨物の輸出の手続）の規定にあるように関税の軽減に係る手続を行わなければならない。
4. 誤り。原材料の輸出許可の日から原則として 1 年以内にその製品を輸入しなければならないとされているが、「1 年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合には、税関長の承認を得ることにより、1 年を超え税関長が指定する期間」延長される（暫定措置法 8 条 1 項本文カッコ書き）。
5. 正しい。特惠関税の適用を受ける物品については、暫 8 の規定により関税の軽減は、受けられない（暫定措置法 8 条 2 項）。

第12問 2

通関手帳で輸入することのできる物品は、定率法 17 条 1 項に各号に規定する物品のうち加工される貨物又は加工材料となる貨物（1 号）及び修繕される貨物（4 号）は、除かれる。

第13問 0

- 1 誤り。不当廉売とは、貨物を輸出国における消費に向けられる当該貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずるものとして政令で定める価格より低い価格で、輸出のために販売することをいう（定率法 8 条 1 項）。
- 2 誤り。不当廉売関税は、不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実がある場合において、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められる場合に課することができる（定率法 8 条 1 項）。

- 3 誤り。不当廉売関税は、指定貨物の正常価格と不当廉売価格との差額に相当する額と同額以下の不当廉売関税を課することができる（定率法 8 条 1 項）。
- 4 誤り。不当廉売関税の額が、当該指定貨物の現実の不当廉売差額を超える事実がある場合には、政府に対し不当廉売関税の還付の請求をすることができるが、この場合、政府は、還付額の有無その他必要な事項について調査し、その事実があると認める時は、遅滞なく、その請求に係る金額を限度として不当廉売関税を還付する（定率法 8 条 32 項、同条 33 項）。
- 5 誤り。不当廉売関税を課すことを求めることができる者には、不当廉売された輸入貨物と同種の貨物の本邦の生産者又はその団体のほか、当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産に従事する者を直接又は間接の構成員とする労働組合であって、その構成員のうち当該生産に従事する者の合計が当該生産に従事する者の総数の四分の一以上の割合を占めるものが該当する（定率法 8 条 4 項、不当廉売に関する政令 5 条 1 項 2 号）。

第14問 1、4

- 1 正しい。緊急関税の発動要件として正しい（定率法 9 条 1 項）。
- 2 誤り。調査は 1 年以内に終了するものとするが、特別の理由により必要があると認められる期間、延長できる（定率法 9 条 7 項）。
- 3 誤り。暫定的な緊急関税を課することができる期間は、200 日以内である（定率法 9 条 8 項）。
- 4 正しい。緊急関税に関する政令 11 条 3 項により正しい。
- 5 誤り。1 年ではなく 180 日の期間に限り再度緊急関税を課することができる（定率法 9 条 13 項）。

第15問 3、4

- 1 誤り。関税定率法で関税が無税とされている貨物の場合、携帯品又は別送品により輸入する場合でも、入国者の輸入貨物に対する簡易税率の適用はされない。したがって無税が適用される。
- 2 誤り。携帯品により輸入する場合でも、特惠関税は適用される。
- 3 正しい。輸入貨物の課税標準となる価格の合計額が 20 万円以下の輸入貨物については、原則として「少額輸入貨物に対する簡易税率表」が適用される。
- 4 正しい。入国者の輸入貨物に対する簡易税率は、輸入貨物に対して課される関税、

内国消費税、地方消費税の率を総合したものを基礎として算出されている。

- 5 誤り。入国者の輸入貨物に対する簡易税率は、個人的用途に供する量の酒類については適用される。誤り。ただし、商業量に達していると認められる場合には、一般の税率が適用される。